

改正法第2回認定自治体

改正法第2回認定した自治体(27市町村)は以下のとおり。<26計画、27市町村(19都道府県)>

北海道4(4)	鹿部町、森町、 新十津川町、愛別町	島根県1(1)	川本町
青森県1(1)	六ヶ所村	山口県2(2)	周防大島町、上関町
宮城県1(1)	七ヶ宿町	香川県1(1)	善通寺市
秋田県1(1)	潟上市	愛媛県0(1)	<u>(今治市)、上島町</u>
茨城県1(1)	茨城町	高知県1(1)	黒潮町
埼玉県3(3)	川島町、吉見町、 東秩父村	佐賀県2(2)	白石町、太良町
千葉県2(2)	鴨川市、九十九里町	熊本県1(1)	水上村
東京都1(1)	稲城市	宮崎県1(1)	椎葉村
静岡県1(1)	小山町	沖縄県1(1)	与那原町
奈良県1(1)	川西町		

* 上記に加えて計画変更申請自治体が282件。

* 第1回～改正法第1回認定申請(全14回)と合わせて1,267件(47都道府県1,419市区町村)

* 宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県についてはすべての市町村で認定。

* 下線は共同申請の自治体。括弧書き自治体は既に認定を受けており、計画変更により共同して実施する市区町村が追加され、自治体が連携して改正法第2回認定をうけたもの。

* 都道府県の後ろの数字は、計画数(市区町村数)となっている。